

# 川口市建設工事請負契約に係る最低制限価格等の算定方法について(令和4年12月21日現在)

## 算定方法①

$$\begin{aligned} & (\text{「直接工事費の額」} \times 9.7 / 10) \\ + & (\text{「共通仮設費の額」} \times 9 / 10) \\ + & (\text{「現場管理費の額」} \times 9 / 10) \\ + & (\text{「一般管理費等の額」} \times 6.8 / 10) \\ = & \text{最低制限価格 (端数切捨て)} \end{aligned}$$

## 算定方法②

$$\begin{aligned} & \text{「予定価格」} \times 7.5 / 10 \sim 9.2 / 10 \\ = & \text{最低制限価格 (端数切捨て)} \\ & (\text{予定価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲の割合を乗じて得た額}) \end{aligned}$$

## ※①又は②のいずれかの方法で算定した額

- ※1 最低制限価格の端数調整について、設計金額(税抜)1千万円以上は、千円未満切り捨てとし、1千万円未満は、百円未満切り捨てとします。
- ※2 算定方法①において得た額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とします。
- ※3 算定方法①において、工事費内訳等の直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の合計が工事価格(設計金額)を超える場合は、一般管理費等で設計金額と同額となるよう差引調整します。(計算例①)
- ※4 算定方法①において、負担金(有価物売却費等)など、マイナスで計上される項目を直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の各費用の中に計上せず、これら4つの費用とは別に計上した建設工事の入札においては、これら4つの費用の合計額から負担金(有価物売却費等)を控除した額とします。(計算例②)
- ※5 「調査基準価格」の算定方法は、「最低制限価格」の算定方法と同様とします。「失格基準」の算定方法については、非公表です。
- ※6 算定方法①と②のどちらを採用するかは、発注機関が案件ごとに判断します。

## 建設工事における最低制限価格の計算例①

### 算定方法

$$\begin{aligned} & (\text{「直接工事費の額」} \times 9.7 / 10) \\ + & (\text{「共通仮設費の額」} \times 9 / 10) \\ + & (\text{「現場管理費の額」} \times 9 / 10) \\ + & (\text{「一般管理費等の額」} \times 6.8 / 10) \\ = & \text{最低制限価格 (端数切捨て)} \end{aligned}$$

### (例) 設計金額(税抜)38,160,000円の場合

・設計金額 (①)	38,160,000円 (万円止め)
・直接工事費	22,385,284円
・共通仮設費	4,863,360円
・現場管理費	5,636,000円
・一般管理費等	5,282,204円
・合計 (②)	38,166,848円
・差額 (① - ②)	-6,848円 (※)

$$\begin{aligned} & (\text{「22,385,284」} \times 9.7 / 10) \\ + & (\text{「4,863,360」} \times 9 / 10) \\ + & (\text{「5,636,000」} \times 9 / 10) \\ + & (\text{「(5,282,204-6,848)」} \times 6.8 / 10) \quad (\text{一般管理費等-差額}) \\ = & \text{最低制限価格 (税抜)} \\ & \underline{\underline{34,750,000円}} \quad (\text{千円未満切捨て}) \end{aligned}$$

◎予定価格の91.06%

※建築一式工事、塗装工事、防水工事など、工事費内訳等における直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の項目の和が、設計金額を超える場合、その差額を一般管理費等で差引調整します。

## 建設工事における最低制限価格の計算例②

$$\begin{aligned} & (\text{「直接工事費の額」} \times 9.7 / 10) \\ + & (\text{「共通仮設費の額」} \times 9 / 10) \\ + & (\text{「現場管理費の額」} \times 9 / 10) \\ + & (\text{「一般管理費等の額」} \times 6.8 / 10) \\ - & \text{負担金 (有価物売却費等)} \\ = & \text{最低制限価格 (端数切捨て)} \end{aligned}$$

### (例) 設計金額(税抜)38,140,000円の場合

・設計金額 (①)	38,140,000円
・直接工事費	22,385,284円
・共通仮設費	4,863,360円
・現場管理費	5,636,000円
・一般管理費等	5,282,204円
・有価物売却費等	△26,848円 (※)

$$\begin{aligned} & (\text{「22,385,284」} \times 9.7 / 10) \\ + & (\text{「4,863,360」} \times 9 / 10) \\ + & (\text{「5,636,000」} \times 9 / 10) \\ + & (\text{「5,282,204」} \times 6.8 / 10) \\ - & \text{「26,848」 (※)} \\ = & \text{最低制限価格 (税抜)} \\ & \underline{\underline{34,728,000円}} \text{ (千円未満切捨て)} \end{aligned}$$

◎予定価格の91.05%

※解体工事で計上される負担金など、工事で発生する金属スクラップ等の有価物処理において、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の各費用の中に計上せず、これら費用とは別に控除額としてマイナス計上している場合は、これら4つの費用の合計額から負担金(有価物売却費等)を控除した額とします。